

消費税関係

適格請求書発行事業者以外の者 からの課税仕入れ

1 はじめに

インボイス制度の導入後、適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または適格請求書発行事業者の登録を受けてない課税事業者（以下、「免税事業者等」という）からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除が受けられない。

しかし、インボイス制度導入後の一定期間については、このような免税事業者等からの課税仕入れについての経過措置が設けられているため確認をしておきたい。

2 仕入税額控除の要件

帳簿及び適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となる。

そのため、適格請求書等が保存できない免税事業者等からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除が適用できない。（消法30⑦）。

インボイス制度導入後の一定期間については、免税事業者等からの課税仕入れであっても一定の帳簿及び請求書等の保存を要件に、一定割合の仕入れに係る消費税が控除できる（28年改正法附則52、53）。

3 8(5)割控除の適用期間

(1) 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの期間・・・課税仕入れに係る消費税額の80%相当額

(2) 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの期間・・・課税仕入れに係る消費税額の50%相当額

4 適用要件

この経過措置の適用を受けるためには、次の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が必要となる（消法30⑧、57の4）。

(1) 帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容（軽減税率対象の場合は、その旨）
- ④ 支払対価の額

この経過措置の適用を受ける旨（「80%（50%）対象」など）の課税仕入れである記載が追加で必要となる。

(2) 請求書等の記載事項

- ① 発行者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象である旨）
- ④ 税率ごとに区分合計した税込価格
- ⑤ 購入者の氏名又は名称

なお、上記③の軽減税率の対象である旨及び上記④の税率ごとに区分合計した税込価格の記載がなかった場合には、その交付を受けた事業者が自ら請求書等にこれら事項を追記補完して保存することが認められている。

また、上記⑤は、小売業等などの不特定多数のものに対する販売等においては、記載を省略することが認められている。

5 少額特例

(1) 適用対象者

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者。

なお、特定期間における課税売上高については、給与支払額による判定はできない。

(2) 適用期間及び適用要件

令和5年10月1日から令和11年9月30日までに国内において行なう一取引ごとの課税仕入れに係る支払対価の額（税込）が1万円未満である場合には、適格請求書等の保存がなくても上記3(1)①～④の記載事項を満たした帳簿のみを保存することによりその全額が仕入税額控除の対象となる（28年改正法附則53の2、28改正令附則24の2①）。

6 おわりに

これら経過措置には、その適用期限が設けられている。

そのためにも原則的なインボイス対応について理解、準備をしておく事も必要であろう。

右山研究グループ
税理士 浦口 弘